

令和6年第2回

島田市教育委員会臨時会

令和6年3月15日

令和6年第2回島田市教育委員会臨時会日程

日 時：令和6年3月15日（金）

午後2時00分～

会 場：市役所本庁舎 教育委員会室

1 開 会

2 会期及び会議時間の決定

3 会議録署名人の指名

4 付議事項

議案第6号 市長の権限に属する事務のうち島田市教育委員会の事務を補助する職員が補助執行している事務の一部を解除することについて

議案第7号 教育機関の職員の任命について

5 閉 会

島田市教育委員会臨時会議案

議案第6号

市長の権限に属する事務のうち島田市教育委員会の事務を補助する職員が補助執行している事務の一部を解除することについて

次に掲げる教育委員会の事務を補助する職員が補助執行している事務の一部を解除することとする。

令和6年3月15日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 補助執行している事務の一部を解除する事務
青少年問題協議会に関する事務
- 2 補助執行している事務の一部を解除する理由
子育て応援課が所管する島田市子ども・子育て会議で青少年問題協議会の役割を担うことにより、青少年問題協議会を廃止するため
- 3 補助執行を解除する日
令和6年4月1日

(案)

島 教 社 第 号
令和6年3月 日

島田市長 染谷 絹代 様

島田市教育委員会
教育長 山中 史章

補助執行解除の同意について

令和6年2月27日付、島行第81号において協議のあった市長の権限に属する事務のうち、教育委員会の事務を補助する職員をして補助執行している事務の一部を解除することに同意します。

- 1 補助執行している事務のうち解除する事務
青少年問題協議会に関する事務
- 2 補助執行を解除する日
令和6年4月1日

島 行 行 第 81 号
令和 6 年 2 月 27 日

島田市教育委員会
教育長 山中 史章 様

島田市長 染谷 絹代
(行政経営部 行政総務課)

補助執行の協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、次の事務について、貴委員会の事務を補助する職員による補助執行を解除したいので、協議します。

- 1 補助執行を解除したい事務
青少年問題協議会に関する事務
- 2 補助執行を解除する理由
子育て応援課が所管する島田市子ども・子育て会議で青少年問題協議会の役割を担うことにより、青少年問題協議会を廃止するため
- 3 補助執行を解除する日
令和 6 年 4 月 1 日

議案第7号

教育機関の職員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第34条の規定により、別紙のとおり教育機関の職員を任命するものとする。

令和6年3月15日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

